

1. 高等教育の構造

1-1. 高等教育の規模

ドイツの高等教育機関は、大学 (Universitäten) と高等専門学校 (Fachhochschulen) に大別される。後者は「専門大学」と訳されることも多いが、本稿では「高等専門学校」の訳語を用いることとする。ドイツでは教育に関する権限が原則的に州にあるために、高等教育機関の大半は州立となっている。州立以外の高等教育機関の設置も認められており、宗教系の高等専門学校などを中心とした非州立機関が2割程度存在する。しかしながら、小規模なものが多く、学生数では全体の2～3%を占めるにすぎない(表3-1-1参照)。なお、連邦国防省所管の防衛高等専門学校など連邦立の高等教育機関も数校存在するが、本稿においては、州立に含めて考える。

表3-1-1 設置者別の機関数と学生数 (1999年)

	大 学		高等専門学校		高等教育機関全体	
	機関数	学生数	機関数	学生数	機関数	学生数
合計	163	130 万人	182	44 万人	345	(約 177 万人)
非州立	29	...	48	...	77	(約 3 万人)
割合	17.8%	...	26.4%	...	22.3%	(約 2~3%)

出典：Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Grund- und Strukturdaten 2000/2001*, 2001 等

高等教育全体への進学率は、近年 30%前後で推移しており、1998 年、大学が 20.8%、高等専門学校では 9.5%であった(進学率は、高等教育機関入学者を該当年齢人口で除して算出)。

全体の学生規模も近年は約 180 万人前後で推移しており、人口 1,000 人当たりの高等教育在学者数は 22.0 人となり(1998 年)、日本の 23.7 人(大学と短大の在学者。通信制、専修学校在学者を含めると 30.9 人、ともに 2001 年)よりも規模は小さい。

修業年限は、高等教育機関の種類、学修課程により異なるが、通常、大学では標準学修期間が 9 学期(4 年半)、高等専門学校では同 8 学期(4 年)以下である。しかしこの標準学修期間は、実際には目安程度に考えられており、標準学修期間を超えて在学する者も多い。

表 3-1-2 大学卒業（第一学位取得）までの
平均在学期間と卒業時の平均年齢

専攻分野	在学期間 (学期)	年齢
言語・文化	14.6	29.6
スポーツ	14.4	28.5
法律, 経済, 社会科学	12.3	27.6
数学, 自然科学	13.7	28.0
医学	14.4	28.5
獣医学	12.1	27.8
農林学, 栄養学	12.9	28.4
工学	13.9	28.3
芸術	15.1	30.0

注) 1999年度。1年は2学期。

出典: Statistisches Bundesamt, *Bildung im Zahlenspiegel 2001, 2001*

1-2. 大学

ドイツの大学には、総合大学、総合制大学、教員養成大学、神学大学、芸術大学がある。連邦全体で163機関存在する（うち総合大学は87校、Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2000*）。大学は学術的な性格を有しており、大学院は制度化されていないが、一人の教授の下で博士論文を完成させる伝統的な指導体制により博士号を授与し、大学の教授となるために必要とされる大学教授資格（Habilitation）も授与する。

総合大学は、全学生数の7割以上を抱える中心的な高等教育機関である。伝統的に、人文科学から自然科学まで広範な学問分野を取り扱い、研究と教育の統一という理念に基づくことなどによって特徴づけられている。

総合制大学は、大学の課程と高等専門学校の課程を併設した機関である。1970年以降、高等教育の拡大への対応、高等教育の機会の確保、多様な課程の提供、学問と実務の結合などを目的として、ヘッセン州とノルトライン・ヴェストファーレン州に設けられた。

神学大学は教会を設置者とし、神学者や聖職者、初等中等教育における宗教科担当教員の養成を行っている。

教員養成大学は、バーデン・ヴュルテンベルク州に設置されており、基礎学校、ハウプトシュレー、実科学学校、特殊教育学校の教員養成を行っている。

芸術大学に分類されるのは、美術大学、音楽大学などがあり、これらの大学では、建築、彫刻、舞台装置、デザイン、ダンス、音楽学、作曲などの教育・研究が行われている。また、学校の美

術担当教員、音楽担当教員は専らこれらの大学で養成されている。

大学入学には、ギムナジウム（通常9年制の中等教育機関）の修了証（「アビトゥア」）が求められる。ギムナジウム修了者には、無選抜で大学入学が認められるが、一般教育はギムナジウムで終わったと見なされることから、大学では最初から専門教育を行う。大学では、ディプローム、マギスター等の学位を取得することができるが、卒業するには、それぞれディプローム試験、マギスター試験、あるいは国家試験（医師、裁判官、教員の養成課程等）に合格しなければならない。

表 3-1-3 機関別学生数（1999年）

合計	大 学				高等専門 学校
		総合大学	総合制大学	芸術大学	
1,798,517 人	1,339,054 人	1,169,303 人	139,252 人	30,499 人	459,463 人
100.0 %	74.5 %	65.0 %	7.7 %	1.7 %	25.5 %

出典：Statistisches Bundesamt, *Bildung im Zahlenspiegel 2001*, 2001

1-3. 高等専門学校

高等専門学校は、1960年代に後期中等教育の職業教育学校だった技師学校などが高等教育機関へ格上げされたものであり、技術、経済、農業、社会福祉などの分野を主としており、応用志向の実践的な教育を中心とする。高等専門学校の特別な形態として、行政高等専門学校が設けられており、行政機関や税務署、税関、裁判所などの公務員として採用された者の教育を行っている。1999年、全国に182校存在している。